

○岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

令和 6 年 9 月 1 日
広域連合規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、実施機関が取り扱う個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(事務の外部委託)

第 3 条 法第 66 条第 2 項の規定により、個人情報を取扱う事務の外部委託に際しては、当該事務の委託に関する契約書に、次に掲げる事項を明記しなければならない

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 受託者としての個人情報の保護義務及び責任に関する事項
- (3) 受託事務に従事する者の守秘義務に関する事項
- (4) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (5) 委託目的外の個人情報の収集、保管及び利用並びに第三者への提供の禁止に関する事項
- (6) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (7) 個人情報の記録の授受、搬送、保管及び廃棄に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し実施機関が必要と認める事項

(個人情報ファイル簿の様式)

第 4 条 法第 75 条第 1 項で規定する帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第 1 号）とする。

(開示請求書等の様式)

第 5 条 法第 77 条第 1 項又は第 99 条第 1 項に規定する開示請求又は訂正等請求は、保有個人情報開示（訂正等）請求書（様式第 2 号）により行うものとする。

(開示決定等の通知)

第 6 条 法第 82 条又は第 93 条に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 全部を開示するとき 保有個人情報開示決定通知書（様式第 3 号）
- (2) 一部を開示するとき 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第 4 号）
- (3) 全部を開示しないとき 保有個人情報不開示決定通知書（様式第 5 号）
- (4) 訂正等の請求の全部を認めるとき 保有個人情報訂正等決定通知書（様式第 6 号）
- (5) 訂正等の請求の一部を認めるとき 保有個人情報一部訂正等決定通知書（様式第 7 号）
- (6) 訂正等の請求の全部を拒否するとき 保有個人情報訂正等拒否決定通知書（様式第 8 号）

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第 7 条 法第 83 条第 2 項、第 84 条、第 94 条第 2 項及び第 102 条第 2 項に規定する通知は、決定期間延長通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 法第86条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴くときは、意見聴取通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 法第86条第3項の規定による通知は反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(開示の実施等)

第9条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 法第87条第1項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 文書、図画及び写真 当該行政文書の当該自己情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 録画テープ、録音テープその他これらに類するもの(以下「録画テープ等」という。) 当該行政文書の当該自己情報に係る部分をそれぞれの再生機器を用いて再生したものの視聴

(3) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用の機器により用紙に印刷したものの閲覧又は交付

(4) 録画テープ等を除く電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することのできない方法で作成された記録をいう。) 当該電磁的記録の当該自己情報に係る部分を印字装置により出力したものの閲覧又は交付

3 自己情報の開示を受ける者は、当該行政文書を改変し、汚損し、又は破損してはならない。

4 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、自己情報の開示を中止することができる。

(写しの作成等に要する費用)

第10条 条例第3条の規定による写しの作成及び送付に要する費用については、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第16号)第7条の規定を準用する。

(審査請求に係る諮問)

第11条 条例第5条第1項の規定による諮問は、諮問書(様式第12号)により行うものとする。

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第13号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第12条 条例第7条の規定による運用状況の公表は、前年度における次に掲げる事項について、告示により行うものとする。

(1) 個人情報取扱事務の届出件数、名称及び内容

(2) 自己情報の開示請求及び訂正等の請求の状況

(3) 自己情報の開示請求及び訂正等に対する決定の状況

(4) 審査請求及びその処理の状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則（令和５年３月１３日広域連合規則第１号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。
（岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成１９年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第１７号）は、廃止する。
（岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の規定によりなされた自己情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（令和６年９月１日広域連合規則第２号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和６年９月１日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的な提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

様式第2号（第5条関係）

保有個人情報開示（訂正等）請求書

年 月 日

様

郵便番号
住 所
請求者 氏 名
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項又は第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示（訂正等）を請求します。

請求内容の区分	☐ 開示 ☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止	
請求に係る自己情報の内容 (情報を記録している行政文書を特定するため、具体的に記入してください。)		
開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付	
訂正等を求める事項及びその理由		
法定代理人、その他の代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。		
本人の住所、氏名及び電話番号	住 所 氏 名 電話番号	
本人との関係	☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人 ☐ その他の代理人	
請求理由		

(注) 該当する□に✓印をご記入ください。

【職員記載欄】次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券	
	☐ その他 ()	
法定代理人の確認	☐ 戸籍簿・謄本 ☐ その他 ()	
本人との関係確認	()	受付印
所管課		
備考		

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報			
開示の日時及び場所	日 時	午前 年 月 日 () 時 分 午後	
	場 所		
開示の方法	☐ 閲覧 (☐ 原本 ☐ 複写) ☐ 視聴 ☐ 写しの交付		
所管課	電話番号		
備考			

- （注） 1 指定された日時に来られない場合は、所管課に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示してください。

様式第4号（第6条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報			
開示しない部分及び理由			
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場 所		
開示の方法	☐ 閲覧（ ☐ 原本 ☐ 複写） ☐ 視聴 ☐ 写しの交付		
所管課	電話番号		
備考			

（注） 1 指定された日時に来られない場合は、所管課に連絡してください。

2 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書を提示するとともに、請求者自身であることを証明するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示してください。

〔教示〕 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
所管課	電話番号
備考	

- 〔教示〕 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 号（第 6 条関係）

保有個人情報訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正等については、個人情報の保護に関する法律第 9 1 条第 1 項及び 9 9 条第 1 項の規定により、次のとおり（訂正・削除・中止）をすることに決定しましたので通知します。

請求内容の区分	☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止
請求に係る保有個人情報	
訂正等の内容	
所管課	電話番号
備考	

様式第7号（第6条関係）

保有個人情報一部訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正等については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおりその一部を（訂正・削除・中止）をすることに決定しましたので通知します。

請求内容の区分	☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止
請求に係る保有個人情報	
訂正等の内容	
訂正等をしない部分及び理由	
所管課	電話番号
備考	

〔教示〕 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正等については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項及び第101条第2項の規定により、次のとおり（訂正・削除・中止）しないことに決定しましたので通知します。

請求内容の区分	☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止
請求に係る保有個人情報	
訂正等の内容	
訂正等をしない理由	
所管課	電話番号
備考	

〔教示〕 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示等については、個人情報の保護に関する法律第 8 3 条第 2 項、第 8 4 条、第 9 4 条第 2 項及び第 1 0 2 条第 2 項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請 求 区 分	☐ 開示 ☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止
請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 8 3 条第 2 項、第 8 4 条、第 9 4 条第 2 項及び第 1 0 2 条第 2 項の規定による決定期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長後の決定期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長の理由	
所管課	電話番号
備考	

意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定に基づき、あなた（貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録された保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、同法第 86 条第 1 項（第 2 項）の規定により意見をお聴きしたいので、 年 月 日までに回答をお願いします。

なお、提出期限までに回答がない場合は、意見のないものとして取扱います。

開示請求年月日	年 月 日
請求に係る保有個人情報	
保有個人情報に記録されているあなた（貴社・貴団体・貴職）に関する情報	
所管課	電話番号
備考	

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で意見書の提出がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 86 条第 3 項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示請求年月日	年 月 日
請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月
開示を実施する日	年 月
所管課	電話番号
備考	

- 〔教示〕 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

諮 問 書

第 年 月 日 号

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

（実施機関） 印

年 月 日付で行った 決定に対し、審査請求があったので、
個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条第 1 項の規定により次のとおり諮問します。

請求に係る保有個人情報	
決定の内容	
審査請求日	年 月 日（ ）
審査請求の趣旨及び理由	
添付書類	(1) 審査請求書の写し (2) 開示（訂正等）請求書の写し (3) 決定通知書の写し (4) （その他必要な書類）
所管課	電話番号
備考	

様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



このことについて、個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条第 2 項の規定により、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象とな った決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)
諮問日	年 月 日
所管課	電話番号
備考	